

「神宮道(冷泉通～二条通)の歩行者専用化に伴う周辺道路の交通調査及び影響検証業務委託」
 「神宮道(冷泉通～二条通)の歩行者専用化計画策定業務委託」
 に関する問合せに対する回答

番号	質問	回答
1	<p>【管理技術者及び主任技術者の手持ち業務について】 管理技術者及び主任技術者の手持ち業務は、照査技術者として従事している業務は含まないと考えてよいか。</p>	<p>手持ち業務量は、管理技術者・主任技術者、担当技術者として従事している業務量で、照査技術者として従事している業務は含みません。</p>
2	<p>【業務実績について】 「過去10年間(平成14年度以降)」との記載があるが、平成14年度以降から公募日までに完了した業務実績として考えてよいか。</p>	<p>業務実績は平成14年度以降に契約し、公募日までに完了している業務が対象となります。</p>
3	<p>【参考見積書について】 参考見積書の提出は必要ないか。</p>	<p>参考見積書の提出は必要ありません。</p>
4	<p>【管理技術者及び主任技術者の業務実績について】 「項目イ: 予定技術者(管理技術者、主任技術者)の実績(件数)等」における評価項目の一次審査基準Aは、IあるいはIIを複数の業務で行った場合も含むと考えてよいか。</p>	<p>Iの業務、IIの業務をそれぞれ個別の業務で行っている場合においても、両方の実績がある場合には、A「I、IIすべての実績がある。」とみなします。</p>
5	<p>【対象区域内の樹木について】 対象区域内の樹木調査データ(樹名、平面位置、高さ、目通り)の提供を受けることは可能か。</p>	<p>現況測量資料(今年度作業(別契約)7月中旬完成予定)により、既存樹木データ(樹名、平面位置、高さ、目通り)を提供することは可能です。</p>